

登録番号	沖縄 385	氏名又は名称	儀武浩司
作成日	R6/9/24	変更日	1: / /   2: / /   3: / /

### 別表7 出航中止基準及び帰航基準

出航中止 基準	出航の可否の判断は、以下の方法により行います。 (該当に○)											
	(○) 単独の判断	( ) 団体による判断										
	<p>出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海上警報（風、霧等）、波浪警報、津波警報・注意報の発令中</li> </ul> <table> <tr> <td>出航地の波高</td> <td>2</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>出航地の風速</td> <td>10</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>出航地の視程</td> <td>1500</td> <td>m未満</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>落雷のおそれがあるとき</li> <li>事業者、船長又は業務主任者のうち、いずれか1名でも危険と判断したとき</li> <li>その他 ( )</li> </ul>	出航地の波高	2	m以上	出航地の風速	10	m以上	出航地の視程	1500	m未満	<p>出航中止の判断は、以下のとおり行います。</p> <p>①出航中止を判断する団体名 [ ]</p> <p>②上記団体の代表者、連絡先 代表者 [ ] 連絡先 [ ]</p> <p>③団体の構成員の氏名又は名称及び 登録番号 別紙1のとおり</p> <p>④出航中止の判断の方法 別紙2のとおり</p>	
出航地の波高	2	m以上										
出航地の風速	10	m以上										
出航地の視程	1500	m未満										
帰航基準	<p>案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航することします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海上警報（風、霧等）、波浪警報の発令</li> <li>利用者に急病人やケガ人が出たとき</li> </ul> <table> <tr> <td>漁場における波高</td> <td>2</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>漁場における風速</td> <td>10</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>漁場における視程</td> <td>1500</td> <td>m未満</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>落雷のおそれがあるとき</li> <li>上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき</li> <li>その他 ( )</li> </ul>			漁場における波高	2	m以上	漁場における風速	10	m以上	漁場における視程	1500	m未満
漁場における波高	2	m以上										
漁場における風速	10	m以上										
漁場における視程	1500	m未満										

登録番号	沖縄 385	氏名又は名称	儀武浩司
作成日	R6/9/24	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

#### 別表8 気象又は海象等の状況が悪化した場合の対処

気象又は海象等の状況が悪化した場合の避難する場所	出航した港等に帰航できない場合は、以下の場所に避難をします。	
	案内する漁場の位置	避難する港
	座間味周辺	座間味港
	渡嘉敷島周辺	渡嘉敷港
上記の他、帰航を判断した場所から最も近く安全に避難できる場所に避難します。		

瀬渡し（磯、筏、防波堤等渡し）の業務を行う場合	
磯等と遊漁船との間の連絡方法※ (該当に○)	( ) 携帯電話 ( ) 衛星電話 ( ) 利用者に渡した発煙筒 ( ) その他 ( )
磯等に遊漁船の旅客定員を超えて利用者を渡す業務の形態の場合にあっては、緊急的に利用者を収容し帰航させる方法	該当なし 使用する遊漁船の旅客定員以上の利用者を磯等へ渡しません。
津波警報、注意報が発令された場合の対応	

※連絡手段の通信設備については、船舶の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの。

※気象又は海象等が悪化した場合は、必要な措置をとった上で、速やかに連絡責任者に連絡する。